

「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定
に向けた「再犯防止推進計画等検討会」
（第3回）議事録

- 第1 日 時 令和4年3月24日（木） 自 午後 1時29分
至 午後 3時33分
- 第2 場 所 オンライン
- 第3 議 題 関係者からのヒアリング
- 第4 議 事 （次のとおり）

「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定に向けた再犯防止推進計画等検討会

（第3回）

関係省庁出席者一覧

※議長である法務副大臣は公務のため欠席

（副議長）

法務省大臣官房政策立案総括審議官 吉川 崇

（構成員等）

内閣官房内閣参事官 小玉 大輔

警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 ※代理 堂原 みなみ

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課暴力団排除対策官 ※代理 内田 晋太郎

総務省地域力創造グループ地域政策課 理事官 ※代理 茂原 伸幸

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 早 渕 宏毅

法務省刑事局付 ※代理 山内 真理子

法務省矯正局更生支援管理官 西岡 慎介

法務省保護局総務課長 押切 久遠

法務省保護局更生保護振興課長 瀧澤 千都子

文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 石塚 哲朗

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長 水田 功

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官 ※代理 濱谷 貢

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室 室長補佐 ※代理 矢野 誇須樹

厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室 室長補佐 ※代理 三姓 晃一

厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 ※代理 酒谷 徳二

厚生労働省社会・援護局社会障害保健福祉部

精神・障害保健課依存症対策推進室依存症対策専門官 ※代理 松井 佑樹

農林水産省経営局就農・女性課 経営専門官 ※代理 森戸 裕紀

林野庁経営課林業労働・経営対策室長 池田 秀明

水産庁漁政部企画課漁業労働班 課長補佐 ※代理 鈴木 岳明

中小企業庁経営支援部経営支援課 課長補佐 ※代理 新垣 琢磨

国土交通省住宅局住宅政策課 企画専門官 ※代理 高中 佳人

議 事

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、「第2次再犯防止推進計画」の策定に向けました「再犯防止推進計画等検討会」の第3回会議を開催させていただきます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官の吉川でございます。本日も司会進行を務めさせていただきます。

今回も、お招きする皆様も含めて、全てオンライン方式により会議を開催させていただきます。音声聞こえない、画像映らないなどの不具合が生じた場合には、議事の途中で結構ですので、挙手機能やチャットなど、適宜な方法でその旨お知らせいただければと存じます。

なお、議長であります津島法務副大臣は公務のため欠席であり、また有識者構成員の森久保委員、和田委員におかれましては、本日、所用により御欠席です。

今回は、前回に引き続き、様々な分野で再犯防止の活動を行っておられる方々をお招きしてヒアリングを実施することとしております。

認定NPO法人抱樸理事長である奥田知志様、認定NPO法人育て上げネット理事長である工藤啓様、愛媛県県民生活局県民生活課長である原田久様、名古屋市スポーツ市民局地域安全推進課主査である中林万紀子様との4名の皆様をお招きしております。

議事次第に記載の順番で、それぞれの活動内容や今後の課題等について15分程度で発表いただいた後、構成員の皆様から御質問や御意見等を、また15分程度で頂戴したいというふうに思っております。

それでは、最初に、認定NPO法人抱樸理事長である奥田知志様から御発表を頂きます。

抱樸では、福岡県北九州市を基点に生活困窮者やホームレスの支援を行い、再犯防止の分野でも福岡県の地域再犯防止推進モデル事業における入口支援の実施、あるいは居住支援法人としての活動を通じて、刑務所出所者等の支援を行っておられます。

奥田様からは、これまでの御経験を踏まえて、特に福祉との連携や住居の確保などについてお話を頂きたいと存じます。よろしく願いいたします。

○奥田氏 皆さんこんにちは。今御紹介いただきました奥田と申します。今日このような機会を与えてくださってありがとうございます。時間がありませんので、早速報告をしたいと思います。

資料が大部になっておりますけれども、またゆっくり御覧いただければと思って、資料の方はたくさん作ってまいりました。

まず抱樸なのでございますけれども、33年目の活動になっています。もともとホームレスの支援から始まったのですが、今は子供たちの支援、そして刑余者の更生支援等、27の部門に及ぶ団体になっています。職員が100名を超えているところです。

今、抱樸内で、今日は居住の支援をベースにお話ししようと思うのですが、今私たちが支援付き住居であったりとか、あるいは制度を使った居住の施設といいましょうか、枠組みとしては157人が入れるスペースがあるわけですが、現在刑務所から直接引き受けた、あるいは入口支援で引き受けた方々が21名ということで、今全体の14%。ただ、過去に矯正施設に入ったことがあるという方を入れると、まだ数字がちゃんと出ませんが、多分4割近くになるというふうに思います。

例えば「資料1」4ページのケース①ですけれども、現住建造物放火ということで、累犯で11犯という男性であるとか、ケース②殺人、これは親族でありましたけれども、これは日常生活支援住居施設の方で引き受けているというケースです。

ケース③はグループホーム。身体・精神・療育、三つの手帳を持っておられる40代の男性ですが、窃盗です。

ケース④覚醒剤、ケース⑤は住居侵入、窃盗ですけれども、ケース⑥も覚醒剤等が入ってくるということで、累犯9犯ということでもあります。

ケース⑦は入口の支援で裁判所から引き受けたということではありますが、前科4犯で、前歴は5件です。そこに性犯罪等も含まれているということで、やはりこの方も障害が重なっているということでもあります。

こういう方々を引き受けているということで、抱樸はいろいろな事業をやっているのですが、特に居住の支援がこれからは大事です。再犯防止の、新しい計画の中で、是非この居住支援ということに重点を置いていただきたいというお話です。

居住を失うということは、そもそもどういうことか。外で寝る状態になると命の危機に関わります。

第二の危機としては、社会的危機。やはり住所地がなくなると住民基本台帳に基づく様々な手続きができなくなるということで、社会活動が大きく制限されます。

第三の危機は関係的な危機で、住所地が定まらないと社会参加が非常に難しくなって孤立状態が生まれるという非常に大きな問題になります。

そもそも居住の支援というのは非常に総合的・包括的で、単に箱の問題じゃない。「資料1」14ページにあります。これは、ウィキペディアからです。「総合的包括的な支援」です。例えば「一定の住まいを定め、そこで生活を営む」と赤字で書かれていますが、その下のところ、「寝食を共にし、子供を育て、客を招き、社会活動、経済活動を行う」。特に私は「客を招き」という言葉は非常に大事だというふうに思うんです。居住の支援というのは単に入居の支援ではなくて、社会関係構築をどうしていくかということも含まれるということになります。

特に抱樸がこれまでやってきました居住支援。主にソフト面ですが、「資料1」15ページに課題を挙げておきました。

第1の課題は、ハウスレスとホームレスという二つの視点を持つこと。私たちは経済的困窮をハウス、家に象徴されるものがないということで、経済的困窮をハウスレス。ただ、それだけでは自立が孤立に終わるんです。そこで、社会的孤立を指す言葉としてホームレス。

「ホーム」と呼べる人との関係がなくなっている。この二つの視点を持つことが非常に大事だと。

第2点目としては、総合的な相談の支援で、住宅だけを困っている人はいません。ですから、相談、居住支援の非常に大事なスタンスとしては、家のことだけ相談を受けるというわけにはいかない。総合的な相談である。

3つ目が二つの安心を支援する。「入居者の安心」だけでなく、「大家（オーナー）の安心」を併せて支援することが重要です。具体的には、家賃の滞納や保証人の不在など、何かあった際の相談先について丁寧に対応していくことが必要です。

4つ目が「資料1」16ページの債務保証。いわゆる連帯保証等を受けられない方がほと

んどですので、ここで債務保証会社等を使いたいんですが、審査で落ちるという方が結構多いです。このところをどうしていくか。

具体的に入居の支援。これは不動産業者の方々と業界の方々との連携が必須になります。

さらに、入居の支援や生活支援においては居住支援法人との連携が非常に大きなポイントとなります。国土交通省の「住宅セーフティネット制度」における居住支援法人のことを指します。

さらに7番目、地域とのマッチング、コーディネートです。こここのところが生活を継続していく上で地域参加が非常に大事、あるいは亡くなったときの死後事務とか、その辺りをきちっとしないと大家さんが安心できないという構造になります。

そこで、「資料1」17ページの、抱樸が実践する居住支援ですが、最初のケースの場合であるとか、日常生活支援住居施設であるとか、グループホームであるとか、括弧を付けておきましたが、その実際の中身です。

抱樸は今、「資料1」18ページのとおり、A（住宅確保支援型）、B（地域居住型）、C（生活支援付共同居住）、この三つの領域で居住支援を行っています。

Aは、物件が確保できれば大体自立生活ができる人たち。

Bの領域というのは、地域で生活をしながらも見守りや時々生活支援が必要な人たち。

Cの領域は施設型です。24時間型のもの。

これを使い分けながら、いよいよこれ以上の手厚い支援が必要になれば専門施設の方へとつないでいくという形になります。

実際、「資料1」19ページのとおり、これは小倉北区の110室あるビルを、アパート、ワンルームマンションなのですが、借り上げまして、今こういう形で「ごちゃまぜ」型の支援付き住宅群ということをしています。

下の四つのところが今既に既存部分としてオープンしている。上の三つのところが今後オープンするであろう。ここには自立準備ホーム等も入っております。

この1階、①のところの生活支援付住宅。これは制度外です。NPOが独自でやっている。

③のグループホームというのは障害グループホームで、2ユニット（12室）。

④の日常生活支援住居施設は去年、一昨年秋から始まりました厚生労働省の生活保護受給者が入居できる日常生活支援住居施設、これを20室と。

こういう組合せ、制度・非制度の組合せで、断らないということをどう実現するかということをやっています。

自立準備ホームは今はまだやっていないのですが、既にこの部分にも、先ほどの事例のように数名の方が、ここだけで言うと十数名の方が刑務所から出てきた直後、ここに来ているというような状況になっています。

「資料1」20ページのとおり、第1の支援付きの住宅モデル。サブリース型というものなのですが、これが制度外です。北九州市は政令市の中で最も空き家が多い所でありまして、そこでオーナーさんも空き家に困っていらっしまった。けど、貸したいけれども、オーナーの不安もあって貸せない。そこで、「資料1」21ページのとおり、生活支援や見守りを付けるNPOが一旦サブリースで借り上げまして、マスターリースをそこでやりまして、サブリースとして事情のある入居者に貸していくという、そういう仕組みを作りました。

「資料1」22ページにあるとおり、なかなか立派な部屋で、居室面積は21.5平米。

国土交通省の25平米には足りませんが、北九州市は最低基準を18平米で定めておりますので、ここは市の居住の基準には満たされているということになります。

日常生活支援のメニューは「資料1」23ページにあるとおり、こんなことで、我々は金銭管理とかこういうところを「従来家族がやってきた家族機能の社会化だ」というような言い方をして、様々な日常生活の支援をしております。

入っている方の一覧表は次の「資料1」24ページ及び25ページにあるとおりなのですが、白抜きが生活保護なのですけれども、就労の方や年金の方、あるいは障害、様々な方がおられて、一番若い子は10代から80代まで、女子の高校生で子供を育てながら高校へ通っている子供がいるとか、制度になかなか乗らない子たちもこういうところで引き受けていっているということになります。

一言で言えば、「資料1」26ページにあるとおり、制度や属性で人を見ないということで、断らないということはどう実現するかということなのです。

サブリースの利点は何かということ、空き家だったので、大家さんから家賃を下げてもらって、まずマスターリースをします。「資料1」27ページにあるとおり、この物件の場合、大体3万5,000円ぐらいで市場に出ていた物件なのですが、ほとんどが空き家だったので、2万円でサブリースをします。

それで、北九州市の住宅扶助の額が2万9,000円。これは生活保護です。生活保護の最低家賃が2万9,000円ですので、2万円で借りて2万9,000円で当事者に家として提供すると。そうすると、差額が9,000円生まれますので、今55室をサブリースで運用しているんですが、御本人が払っていただく生活支援費2,000円を足しますと、年間726万円の収入になって、NPOでは2人程度の職員がこれで配置できるということになります。制度を使わないで支援付きを可能にしたというのが、このサブリース型です。

あと、「資料1」28ページにあるとおり、物件マッチングのことですが、これは一言で言うと、不動産業界の皆さんとの連携組織を作るということでした。「資料1」29ページにあるとおり、「自立支援居宅協力者の会」ということで、現在福岡県内で61社の不動産業者と連携ができています。不動産業者の方々にも、例えば家賃滞納というのが一番大きな情報になりますので、その辺りの連携をさせていただいているところであります。「資料1」30ページにあるとおり、ここに詳しい資料を載せておきましたので、またお時間のあるときに見てください。

3番目は、「資料1」31ページないし34ページにあるとおり、生活支援付き債務保証で、今債務保証会社2社と、NPO抱樸が生活支援を付ける代わりに審査で落とさないでくださいという条件付の債務保証の新しい商品を作っていただきました。これは全国区の会社なので、全国どこでも使えます。うちの方から紹介することもできますので、この辺りもどうぞ御参考にしてください。

あと「資料1」35ページないし41ページにあるとおり、抱樸館という施設型です。これは日常生活支援住居施設という仕組みを使っておりますが、こういう建物で、30室運営しています。ここに、刑務所から直接引き受けた方が今2名暮らしておられます。

5番目が非常に大事で、地域生活サポートセンターという、地域生活を送る上で日常生活支援の仕組みを作ったというのが「資料1」42ページです。「資料1」43ページにあるとおり、もともと家族がやっていたところと制度の間に隙間ができているというのが私たち

の認識で、制度の隙間がよく議論されますが、現在の日本の社会におけるもう一つの大きな隙間は、家族の機能が縮小していく中で制度との間に開きができています。この部分を誰がするかというのが実はテーマでありまして、なかなか制度に乗らない、もともと家族がやってきたところなのでお金が出ないという、ここをどう仕組みに変えるかというのがテーマでありました。

「資料1」44ページ及び45ページにあるとおり、抱樸は「家族機能の社会化」ということでやってきたということです。「資料1」46ページにその資料も付けておりますので、見てください。

地域包括ケアシステムのよく御覧になる絵なのですが、医療とか介護とか福祉とか専門職の葉が茂っているやつです。ただ、こういう制度が使えるには、一番下の「本人の選択や家族の存在」というのが実は前提になっています。満期出所者の場合、これがない方が非常に多いわけです。ですので、ここをどう社会化するかというのがテーマでありました。

支援の実績等も「資料1」49ページに入れておきました。

さらに、「資料1」51ページにある6番目なのですが、地域で互助会というのを作りました。これは出会いから看取りまでということで、1人500円で会費を払って、バス旅行に行ったり、いろいろなことをやるものです。地域の人も入れますし、当事者も入れるという仕組みです。「資料1」53ページの写真にあるとおり、そうめん流しをやったり、こういう楽しいこともやっているのですが、一番の特徴は55ページの写真にあるお葬式です。

実は大家さんの入居拒否の理由の非常に大きなテーマになっているのが死後事務です。亡くなったときに引き受けてくれる人がいないというものです。これを地域で互助会というものを作ることによって、実は大家さんの安心を獲得して、大家さんの入居拒否がなくなったという実績があります。お葬式の場面であったり、この「偲ぶ会」というのは法人に当たるところであります。

「資料1」56ページにあるこの写真は、一見家族写真に見えるのですが、これは全員、赤の他人です。お葬式の後にお骨を、骨上げに行った帰りの写真なのですが、私はこれからの日本の社会は、家族じゃない人たちがお葬式を出すという、この家族機能をいかに社会化するかということが、更生支援においても非常に大きなテーマになると思います。家族に押し付けても始まらないということです。

最後に「資料1」57ページにある居住支援のポイントですが、四つのパートがあると考えています。

「資料1」58ページのとおり、一つは、現金給付。いわゆる家賃を助けてあげたら何とかなる人たちというのが一番左。

真ん中が現物給付。実際の住宅の確保をどうするか。今まで市場に全部投げてきたのですが、これから事情のある人たちを引き受ける、支援付きの、言わば住宅に使える物件をどう確保するか。「コモンズ」という言い方もこの頃していますけれども、そのところですよ。

そして右、ここが一番の勝負です。サービス給付です。現物給付としての住宅に、プラス、サービス給付。家族機能を社会化するという、このところをどうするかというのが勝負になります。

役所で言うと、真ん中が国土交通省で、右が厚労省みたいな話になりますが、ここを全部つなぐ、横串になるような地域居住支援センター、トータルコーディネーターができるような

相談窓口が一番下に付いている。

この四つのパートがこれからの居住支援の大きなテーマになると思っています。

最後に、法務省の皆さんには常々御協力いただいておりますが、全国居住支援法人協議会を立ち上げておりますので、居住支援法人がこれから更生支援の中で活躍していけることを我々も願っておりますので、是非よろしく願いをいたします。

私の話は以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、構成員の皆様から御質問や御意見等を頂戴できればと存じます。

○清水委員 清水ですけれども、よろしいでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 清水先生、よろしく願いいたします。

○清水委員 更生保護施設の役員をやっています清水と申します。奥田さんには今日、お忙しい中、大変貴重なお話を伺えて、ありがとうございました。

私どもの更生保護施設からの移行の人たちもたくさんお引き受けいただきまして、ありがとうございます。広くは出所者の人たちの社会復帰支援で一番大切で、一番困難なのが住宅支援だというふうに思っております、福祉とか医療とか就労というのは社会的な組織であり、専門的な機関であり、そういうところで一般の市民からすれば、誰かがやってくれていることではあるのですけれども、住宅というのは市場の原理もありますし、それ以上に隣人として受け入れるという面があって、やはり難しいんだろうというふうに思っております。

しかし、今日お話にあったとおり、住宅というのは人として人らしく生きていく一番基本だと思っておりますし、それが一番難しいということですが、何とかやっつけていかなきゃいけないというふうに、ふだん、いろいろ苦勞しております。

住宅支援の仕組みはいろいろ動き出してありがたいのですが、まだ情報の提供、一つの要素は情報の提供とありますけれども、その次はやはり、今日物件のマッチングとおっしゃいましたけれども、あっせんという機能。ここまでいかないとなかなかつながらない。また、ここまでなかなかいかないという悩みもあまして、今日お話を伺っていて、サブリースの活用なんていうのは住宅の市場原理、市場のメカニズムと福祉のメカニズムを組み合わせたすばらしい発想だというふうに伺いましたけれども、情報の提供とあっせんというだけじゃなくて、やっぱり物件そのものも支援者が確保していないと、なかなかここまでいけないのかなということを感じました。

伺いたいのは、そこまでいかない、物件の確保までいかない。情報の提供とあっせんというか、マッチングの段階で、まだいろいろ課題があると思うんですけれども、その辺の突破口というか、何か御助言があったら伺えればと思います。

○奥田氏 ありがとうございます。先生おっしゃるとおりでありまして、もう皆さん御存じのとおり、国土交通省の調べでは、全国で840万戸空き家があります。駅から1キロ以内で耐震・耐火がクリアされた、すぐに使える物件が140万戸あると言われているのです。ですから、物はあるのです。あるいは、私たちが使う物件というのは大体80年代後半ぐらいに建てられた物件で新しい耐震基準になっている物件です。ただ、もう一般市場ではそういう物件ってほとんど出ないのですね。ちょっと変な言い方なんですけど、我々は、「生活保護物件」なんていう言い方をしているのです。生活保護の家賃基準で大体賃貸借がなされている。そのレベルの住宅。

この辺りの大家さんたちは実際には困っていらっしやいます。一般でなかなか入れてくれという対象にならない。

家が余っているのですけれども、北九州でもそうですけれども、新しいマンション、どんどん建っているのです。不思議な現象になっています。投機の対象になっているのではないかなという気もしますけれども、建っている。

そうすると、本音で言うと大家さんは貸したい。でも、一言で言うと、不安であって、心配だ。何かあったときに、本来ならば家族なり身元保証みたいな人がいて、そこに連絡を取れば何とかするのだけれども、その人がいないという、ここが最大のポイントです。

ですので、私が最後に申しあげました居住支援法人なりがその役割をきちっと担えれば、大家さんは安心して貸すことができます。

今回私はサブリースのケースを一応御報告申し上げたのですが、これって実際、大家さんからマスターリースとしてサブリースをする必要は本当はなくて、我々は福祉系ですから本来支援が得意なので、実際大家さんが今までどおりの家賃を取られて、その一部を例えば支援団体に支援費用として出されるという形でも全然いいのです。ただ、大家さんの意識はそこまで行っていません。ですので、NPOに丸々貸してしまうのです。

NPOに丸々貸してしまうメリットは何があるかという、そこから先の管理とか困り事とか相談事は全部マスターリースをしたNPOが引き受けることになりますから、大家さんは非常に安心なんです。

ただ一方で、サブリースのリスクというのは非常に大きくて、まずは借り上げた時点で満床になるまでの間、家賃がずっと発生しますので、空き家が続くとNPOに相当大きな負担が掛かります。ですから、その辺りも今後私は、多分人口減少も手伝って空き家問題というのは非常に大きな問題になっていきますので、そののところに、大家さんも本人も安心できる仕組みをもう一歩、二歩進めてあげると、特に刑務所出所者に関しては大家さんの拒否感のレベルは高いですから、こののところに安心して大家さんが貸せる仕組みにするためには、NPOとか生活支援を付ける団体の努力は非常に必要なのですけれども、それを更に包摂するような全体の枠組み、オーソライズしていただけるような枠組みがあれば、ここにはあのNPOがいますよとか、あの居住支援法人がいますよというところがうまくマッチングできれば、この問題は解決していく方向に向かうというふうに私は確信しています。

○清水委員 ありがとうございます。何か市場原理と福祉の仕組みとつながっていく可能性というか、そういうふうな御提案でもあったと思いますけれども、ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ほかの構成員の方々に御意見、御質問ございますでしょうか。

宮田先生よろしいですか。

○宮田委員 以前、抱樸の見学をさせていただきました。どうもありがとうございました。

抱樸の場合は実に多くの福祉のプログラム、27の分野での支援をなさっているということですが、どうしても福祉施設は、どれかに特化してしまうことが多いです。抱樸が、様々な分野のことがやれるのはどうしてなのだろう、そういうノウハウみたいなものをどうやったら共有できるだろう、あるいは今うかがったような理念をどうやったらみんなが持てるだろうと、見学のときも、また今お話を伺って感じました。非常に抽象的な質問で申し訳ないのですが、その辺りを教えていただければと存じます。

○奥田氏 ありがとうございます。こちらまでお越しいただきまして、感謝です。

おっしゃるとおりで、たまたま抱撲だからできるよねという話になってはいかんと思うのです。私たちが提示しているのは何が必要かという、パーツ・要素の問題であって、それを決して1団体が全部やっているわけではありません。

特に、うちで言っても、介護との連携とか障害福祉との連携とか、あるいは不動産に関しては今日報告させていただいたとおり不動産業界の61社と連携しているわけですから、今厚労省の進めている言い方で言うと多機関連携です。多機関連携をどう地域で作るかということが大事です。

ただ、一つだけ、私は現場での「多機関連携」という言葉に対するポイントとしては、ケースで連携していくということができるか、これが勝負です。多機関連携というと、すぐに何かいろいろな団体さんが集まった会議体を作ってしまうのですけれども、それはほとんど機能しません。目の前にいる、奥田さんだったら、奥田さんをどうするかでプレーヤーが集まっていく。もっと言うと、私自身は古い人間なので、多機関連携といっても、結局、人連携です。あそこの団体の何々さんに相談してみようという、その知識というか、その御縁みたいなものが地域の財産として成立しているわけですから、そこを形にしていくというのが非常に大事です。

だから、いずれにしても、1団体が全部引き受けていく、あるいはそこがどんどん大きくなっていくという方向ではちがいが明かない議論だと思いますので、先生おっしゃるとおりで、多機関との連携をどうするか。

ただ、多機関連携で唯一難しいのは、そのケースに集まった団体の中で費用がちゃんと発生する仕組みと、費用が発生しない分野で動いている人がいる。これ正直難しいのです。例えば、介護事業所だったら丸々自分のところの介護事業に持っていけるわけですから、ここはちゃんとお金が発生します。でも、例えば家族機能の社会化というもっと手前の、家族が今までやってきたようなところに関しては、うまく仕組みを作らないと、ここは費用発生しない。この費用発生するチームと、しないチームと一緒に仕事をするというのはすごく難儀な話で、ここをちゃんと全員のプレーヤーが気持ちよく多機関連携できるような仕組みを、私は再犯防止の中でも作っていただければなというふうに考えています。

○宮田委員 ありがとうございます。

いい人の善意だけで続けるのは無理で、きちんと経済的にも裏打ちがあるようにしなければいけないという御趣旨と承りました。どうもありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 野口先生、よろしくお願いします。

○野口委員 奥田理事長、同じ福岡県北九州市の出身なんで、私が質問しないと悪いと思いついて。実はもう10年来の、本当に御指導いただいて、会社との関係もあって、早い話が、奥田理事長のところの対象者の方をうちで雇用したり、また再犯防止推進計画の重点目標の七つの目標のトップであります、一番に出てきております住居と就労という問題で、私たちは協力雇用主として就労の支援は、更生支援はできる。居住という問題ですときに奥田理事長にいろいろなお知恵を、そういう形でお世話になっております。

就労支援事業者機構は、雇用主の立場として全国にこの機構があるわけでありまして。今回は福岡県も法務省のモデル事業を受託して、そういう面で奥田理事長にいろいろな支援を頂いております。そういう立場から、このトークというのは全国の関係者の方が御覧になって

いますので、奥田理事長の協力雇用主と今の住居の問題と、それから更生支援の問題で一言コメント頂けたらと思っております。

○奥田氏 ありがとうございます。野口社長にはずっとお世話になっていまして、本当にありがとうございます。

おっしゃるとおりで、先ほど私、相談支援は総合的・包括的でなければならないというふうに言ったんですが、家だけ困っている人はいないし、仕事だけ困っている人はいないです。ですから、そこはどう一体化してやっていくかという。やっぱり家が落ち着かないと仕事も落ち着いてできないし、逆に言うと家賃払うためには仕事をしないと駄目ですから、このところの連携を地域できちっと作っていくということは、これ一体的な問題だというふうに思っています。ですので、協力雇用主の会の皆さんと、あるいは我々居住支援やしているところとか、生活支援やしているところ、これがどうチームを組んでいくかということ、支援調整会議みたいなもの、あるいは居住支援協議会というのが各地にありますから、居住支援協議会の中で、例えば法務省関係の皆さん、あるいは協力雇用主の会の皆さんが、一緒にやっていくということは非常に大事なテーマだと思っています。

○野口委員 ありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ほかに御質問等ございますでしょうか。

そうしましたら、奥田先生には残っていただきますので、またもし途中で御質問がありましたら、よろしくお願いいいたします。

続きまして、認定NPO法人育て上げネット理事長、工藤啓様から御発言を頂きます。

育て上げネットでは、東京都立川市を拠点として企業や行政と連携した職業訓練を通じて、様々な困難を抱える若者の就労支援を行っておられます。また多摩少年院や愛光女子学園と連携した非行少年の就学支援も行っておられます。

工藤様からは、これまでの御経験を踏まえて、特に就労の確保や就学支援についてお話を頂きたいと存じます。

それでは、工藤様よろしくお願いいいたします。

○工藤氏 大変貴重な機会を頂き、ありがとうございます。育て上げネットの工藤です。

今御紹介に預かりましたように、もともと若い世代の就労支援からスタートして、小学生から高校生までの教育段階にある子どもたちへの学習・生活支援も行っています。その中で、若者支援というのは余り政策的にはピックアップされないのですが、40年ほど前から始まったと言われる分野で、当初は非行の問題というのがテーマでした。途中から不登校、ひきこもり、孤立・孤独といったような社会的なテーマ、あと社会環境の変化の中で、いわゆる非行少年の取組というのが大分なくなりました。ただ一方で、今も年間1,700人から2,000人ほどの少年院に入っている少年たちがいるということで、5年前ほど前から、長くは10年前から、改めて自分たちの就労支援という枠組みの中で矯正教育等との連携は必要だと思って取り組んできています。矯正教育領域がメインというわけではなく、またすごく長い年月をやってきたわけではないということが今日の前提として御理解いただければ幸いです。

私たちの活動に関しては、団体の活動はもう資料でお送りはしているんですけども、自己紹介及び私たちのビジョンやミッション、活動というところは資料の方を見ていただければと思います。

資料めくっていただいてもいいでしょうか。どんどんめくっていただいで、本テーマのところ（「資料2」11ページ）までお願いします。

現在、若者支援という意味では、年間で大体新規で2,000名ぐらいの、特に無業の若者、少年院出院者等含む方が来られています。また、働きづらくなりやすそうな子供たちが多い高校、今年間で100校ほど入ってしまして、中退防止から進路指導を先生とともに一緒にやらせていただいたりということを行っています。

また、そういう高校に進学することが多い子供たちというのも一定程度分かっておりますので、今、特に経済困窮や生活保護等の小中学生を80名ほど見ておりまして、今日もバスに乗ってイチゴ狩りとか行っています。就労や勉強だけでなく、生活の局面の中で足りないことを、できることを提供しているという団体になります。

テーマを映していただいているのですけれども、私たちの取組については、この画面の[1]、[2]、[3]に収れんしています。

特徴的なものとしては、一つ目がアウトリーチということで、少年院出院者に対して、待っていても会うことができませんので、やはり、矯正教育の中での活動と、外でかかわることを、両方やらないといけないというふうに認識をしています。本当に矯正少年課や少年院の先生方にお世話になっているのですが、今は4か所の少年院の中で、少年院としてこれをやってくれたら、先生方がもっと少年と向き合えるコンテンツとして、私たちの方で学習支援であるとか、ITの教育であるとか、キャリア教育というところをレギュラーでやらせていただいております。少年たちには私たちの個別の講師の名前は分からないのですけれども、法人名を覚えておいていただいで、「出院したとき困ったら連絡してね」ということで、年間に30名ぐらいは、出られてから御連絡を頂いたりしています。

二つ目、出院後に関しては、一つは食糧や生活用品等がちょっと苦しいという方に対しての給付というので、20名ほどコロナ禍以降やっておりますけれども、月に5,000円相当分の食糧や生活用品と、あとお誕生日であれば何かおいしいもの、御本人が食べたいものを入れたりなどしています。あとは来て良い場所と、いつでも連絡して良い職員がおります。先ほど奥田さんの話にもありましたが、やっぱり「ひと」で支えていくというところをやっています。

もともと就労支援がメインですので、協力雇用主さんと、そうでない雇用主さんとも連携をしまして、スキル習得や仕事につなげていくということをやっております。

三つ目が、応援者・支援者の拡充ということで、この事業をやってみて思ったのですが、関心がある人はすごく多いのですが、自分が関心あることを伝える人は非常に少ないということで、やはり知らないということが多い。なので、これまで十数回、少年院の方々と連携をして、スタディツアーということで、少年院の中に入ってみたい人を連れていって、終わった後に、機会があれば法務教官の先生方と食事の機会を作って、実際に少年院の中のこと、少年たちのこと、矯正教育のことを知ってもらおうということをやっております。

また、オンラインも含めて、オンライン・コミュニティなんかを設定したりしながら、資金調達を行い、情報発信なんかもしているというところになります。

資料（「資料2」12ページ）をお願いします。

先ほど申し上げたのですけれども、今定期的に4か所の少年院に入らせていただいでおりながら、出院したときに外で受け止めるような役割ということをさせていただいています。

イメージとしては、少年院の壁というよりはフェンスです。フェンスを乗り越えて入って、手をつないで出てくるというようなことをイメージをしています。なので、法務教官の先生方とも連携をしますし、家庭裁判所や保護司のみならずとも連携をしながら、やはり外と中をつなぐということが非常に重要で、かつ、それは少年にとって、出たときに、あの人見たことあるという安心感がとても強いなというふうに感じています。

それ以外の教育コンテンツなんかでは全国の先生方に声を掛けていただきまして、お伺いをして、活動をさせていただいています。

次の資料（「資料2」13ページ）をお願いします。

これは、先ほど御説明した就労や食糧の支援というのをやっけていまして、その中でも重要にしているのは、就労支援団体ですので、働く、あと働き続けるというところの伴走です。やはり続けることが非常に難しいということがありますので、当然続けられるように支えるのですが、企業の皆さんには「続かないかもしれませんよ。でも、諦めないでくださいね」ということを常に伝えてから連携するようにしています。

最近、顕著な例として、建設や建築関係の方々にも採用していただいているんですが、若さという意味かもしれません。IT関係の企業さんで、いわゆる社宅を持っているところが、10代という若さに着目して下さって、いわゆる4年間ぐらい頑張れば、大卒の状況の年齢で既にスキル習得を相当できているという、戦力の一つとして少年院を出院した子供たちにも可能性を持っていただいています。IT関係の上場企業であるとか中小企業さんでも、若い世代の方が合いそうな分野として、すごく声を掛けていただいているなというところがあります。なので、中に入ってPC講習とかプログラミングをやっているんですけども、それはそれで中で学んだことを外で生かしたいという意味では、従前の職業訓練に加えて、来年度からICTのプログラム専科ができるとお聞きしていますが、ICT関係の方でも協力雇用主になってくださった方もいらっしゃいますので、子供たちの選択肢が仕事という意味では拡充できるよう、外でも仲間を作っていきたいなというふうに思っています。

次のページ（「資料2」14ページ）をお願いします。三つ目が寄附者を集めたりとか、いろいろな情報の提供をしています。

特に出院した経験のある方が今は顔を出さなくてもお話しいただけるので、音声だけで情報提供して下さったりとか、結構突っ込んだお話をしてくれたりとか、やはり悪い世界の人たちの断ち切れない追い詰められ方とかをいろいろ話して下さるのですけれども、外で応援したいと思う人からすると、リアルに聞けない話だったりとかしますので、少しずつ応援者を募っていききたいなというふうに思っています。

次（「資料2」15ページ）をお願いします。

課題なのですけれども幾つかありまして、一つは、この分野やってみて思ったのですが、資金調達の難易度が非常に高いです。それは例えば加害者性というのをどこかで持っていますので、寄附をしたくないのではなく、寄附をするという行為そのものに抵抗感があったりとかということがありますし、NPOとして民間の資金を調達するのですけれども、企業ですと、かなり出すには難しい領域であるということ。また一般の助成財団などでも、もともとテーマとして余りそこに絞られたものがなく、どう判断して良いか迷うなんていうお話も聞いています。ただ一方で、今少年院と連携させていただくときに、個々の少年院の情報と名称は出さないというところで、頂いている事業資金が正直不足しているものですから、寄附

の調達を個人からしてもいいですよと、許される情報の範囲で頂いていますので、少年院とちゃんと連携をしているんですということで信頼をして寄附をしてくださる方というのもしらっしゃいます。

ちょっとうれしいのは、御家族とかにも恐らく言っておくなくて、でも自分は少年院にいて、すごく法務教官の先生に感謝したいのだけれども、直接はできないので匿名で寄附しますなんていう方が結構いらっしゃったりとかしますので、応援されたい方は世の中にたくさんいらっしゃるんだろうなという認識でいます。

二つ目の課題として、うちも援助職で福祉領域の人間が8割ぐらい、80人ぐらいいるんですけれども、今の生育環境や高学歴化によって、周辺にかかわったことのある友人があまりない。若しくはどんな世界か見たこともないというのは多くて、やはりイメージ、漫画や映画の世界でしか構成されていません。また、研修をしても知識は付与できるのですが、実際にその中の状況や少年を見たことがないと、ちょっと怖かったりとかということがどうしても出てしまいますので、少年院や刑務所の中で職員の方々の研修が当然あるかと思うのですが、何らかの理由で私たちやNPOで、この領域の少年たちに対応している職員と一緒に研修させてもらえないかなというふうに思います。先生方が知見を得る機会を一部民間にも開放していただけないでしょうかというのがお願いになります。

ここには書いていないのですが、職員もやはり怖いんですね。罪状とかも分からず、少年院から来たということが分からないと、どうなんだろうと不安になってしまうので、法務少年支援センターと連携して、何か法務教官や刑務官の方々が週に1日や2日、NPOの職員側として部分出向していただけたらとか、例えば人事院経由の兼業であるとか、皆さんの知見をこちら側の職員として持っていただけるような座組を作っていただけないかというふうに思っています。法務教官の持っている知識と経験というのと、あと少年との向き合い方というのが僕らの支援の現場でも非常に有効だと思っていますので、是非先生方の知見をこちら側の世界でも一部お借りしたいというふうに考えています。

三つ目なのですが、応援者、支援者の応援が難しいということで、例えば保護司さんですと「私は保護司です」と言えるのですが、寄附者さんやボランティアさんですと、「私はこの領域のボランティアをしている」ということは若干言いづらかったり、「大丈夫なのか」と周辺から言われてしまうということがありまして、どんな形でもいいのですが、何か指定応援者のような、何か法務省から委嘱をされた、本任意の、この領域のボランティアさんですよというようなタグになるようなものが出されると、「私は、こういうのを認証を受けていてやっているのです」ということを周囲におっしゃっていただけたらとか、保護司さんほどハードルが高くないのだけれども、この領域に関与していることが周辺に伝えられるような枠組みがあってもいいのではないかなというのが三つ目の場所の課題の解決方法です。

私も「保護司をやりませんか」という話を頂くのですが、実際なかなかハードルが高い。ただ、私の組織として支援活動をしていますので、例えば保護司法の中では個人のことでありますが、保護司法人とか、法人保護司という新しい枠組みを作っていただいて、例えば育て上げネットの代表として責任は負いますので、この法人内で情報が共有できたりとか、保護司の役割を法人の職員全体で担えるような、個人のボランティアに依存するのではなく、組織の力を生かした形で保護司さんのように少年院出所者の方を受けられるような、新しい

次世代の仕組みのようなものを御検討いただけると本当に有り難いなというふうに考えています。

ちょっと長くなってしまったのですがけれども、私からは以上です。御清聴ありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等を頂きたく存じます。

では、野口先生お願いいたします。

○野口委員 工藤代表、本当お疲れでございます。私は協力雇用主という立場で御質問をちょっとさせていただくのですがけれども、私どものやっていることというのは代表も一緒に、やはりなかなか、加害者の支援という立場から、地域社会から認められないところが過去多々あるのではないかと。話の内容では、非常に良いお話をお聞きしましたけれども。

協力雇用主の約半数強が建設業ということで、代表の話ではIT企業とかいろいろな形の雇用主があるということですがけれども、私ども協力雇用主というのは、労働力の提供に対して賃金を払うのではなくて、その人の人権を尊重し、更生支援をするという立場なんですけれども、働いた経験がない子が多いものですから、どうしても早期退職者が多いということで、代表が協力雇用主さんに対する何か希望とか気持ちがあれば一言頂いたら参考になります。

○工藤氏 ありがとうございます。協力雇用主さん、皆さんがいてこそその就労支援なので、私から何か特段というのはないのですがけれども、強いて言えば、今協力雇用主さんでよく連携させていただいているところがあるのですがけれども、最初の働き始めて2週間とか1か月のうち、週に2回か3回、うちに通ってもらったりしているんです。それは仕事場以外のコミュニティをもう一個ぐらい持っておくと、友達ができたりとか、あと雇用主さんには感謝しているがゆえに、言えないことを誰かに言えるようにしたいというのがありまして、働き始めた最初の1か月の週に3日ぐらいとか2日ぐらいを会社の指示で、僕らのところのNPOに来るということが結構継続とかに効いていたりとか、あと場合によってはスーツがないとか、まだ初任給までの食料が足りないというときに、それは私たちの方から出しますということがありまして、もし可能であれば、協力雇用主さんの指示の下、月から金までいきなり仕事ではなく、火曜と木曜日は抱樸さんのところでボランティアしなさいとか、何か業務の範囲を少し、社会との接続のところに使っていただけると、私たちも働きながら横で伴走しやすいなと思うことはあります。

○野口委員 ありがとうございます。参考になりました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、村木先生お願いします。

○村木委員 工藤さん、本当にありがとうございます。改めてお話を伺っている中で印象深かったのが、お金を集めにくい、寄附を呼び掛けにくいとか、こういう分野でボランティアしているというところはなかなかハードルが高かったりする。私もこういう分野を説明するときに、いつも難しいなと思うのですがけれども、私いつも、「犯罪とか非行って川下で、川上があるんですよ」と言うのですがけれども、なかなかその川上の物語を上手にいつも説明できない。そこをちょっと皆さんに発信してみなさんと共有してもらったら、この分野ってハードル下がるのかなと思っているんです。工藤さん、この間ずっとやっておられて、少し川上のところの物語を御本人たちが発信しにくいところを何か発信するような手だてとか、何

か共通した物語って紡げるのかどうかとか、ちょっと抽象的な質問ですけども、何か感じておられることがあったら教えてください。

○**工藤氏** 本当に難しいなと思っています。子供の貧困に胸を痛めている方々からすると、非行分野の方は恐らく射程に入っていないというふうに思っています。ただ、データを見ると根っこは実は一緒で、ここの先生方に言うのも何ですけども、虐待の割合であるとか、御家族の状態というのは正に子供の貧困で語られるものと全く同じ、若しくはそれ以上にひどいというところで、子供の貧困に関心がある方にはそのデータを含めて、根っこは一緒で、言い方は語弊があるかもしれないですけども、福祉はかわいそうで出ると助けるけれども、非行という加害で出ると誰も助けません。でも一緒ですよというお話で、あっ、そうなんだと気付いていただく方もいらっしゃると思います。

二つ目には、どちらかという、ビジネスセクターの方ですと、少年院に1人入ると300万円掛かるんですとか、1人が働いて納税者になると、そうではないときと比べてこれだけのお金のインパクトがありますよと、投資対象として、すごいいいですよねという話は海外の企業さんとかにはします。ただ、多くの一般の方からしますと、やはり説明より、百聞は一見にしかずで、一緒に少年院に行きましょうと。多分、すごい怖い子とか、久里浜少年院にいるような子たちばかりだとみんな思っていると思うんですけども、行ってみると坊主で、体がまだできていないので、どちらかという線が細く、棒みたいというか、あんな子、いわゆる子供たちのことなのかということで、初めてそういう非行少年を間近で見て、「何かそんなに怖くないし、できることありますか」というふうに言うので、「少年院がそれぞれ年に1回以上、見学会をやっていますよ」ということを伝え続けているんですけども、「どこに書いてあるか」って聞かれるとどこにも書いていなくて、「電話してください」となるので、もう少し年間の開かれているものを、更生婦人会とか、この業界ではない人たちにも分かる、法務省のホームページとかで、「こことここは何月何日に見学行けますよ」みたいな話を出していただくと、知るを始めることが非常にスムーズになるのではないかなと思って、連れていくのが一番だなと思っています。ありがとうございます。

○**村木委員** ありがとうございます。よく分かりました。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** ほかにありますでしょうか。

清水先生、よろしくお願いします。

○**清水委員** 工藤さん、今日はありがとうございました。

二つ伺いたいと思ひまして、一つは少年院退院してから30人ぐらいの人たちとつながっているというか、相談があるというか、伺っていただいているということですけども、その辺りがどんな状況なのか、差し支えない範囲で教えてください。

それからもう一つは、今村木さんの御質問にもありましたけれども、最後にお話しいただいた課題の三つというのは私もとてもよく分かるというか、実感をするのですけれども、私ども更生保護事業者の一人として、やはりなかなか犯罪・非行に関わる分野というのは見えにくい、入りにくい、分かりにくいということだと思っておりますけれども、一人一人に関わってみると、ちょっと問題がうかがえた生活者だということ。そこまでいくのに抽象的な広報ではなかなか難しいけれども、例えば就労支援の中で、中間就労の大切さというのをお話し頂いて、そういう部分にもっと地域のネットワークの中で多様な関わりができる可能性はあ

るのだなというふうに思いましたけれども、そういう実際の——まあ、奥田さんのお話ではないですけれども、実際のケースを通じたつながりを広げていくというか、理解を広げていく。そこら辺りを私どももっと努力しなければいけないのかなと思いましたが、そういう公的な機関に対して何かその辺のお知恵を聞きたいというか、ありましたら、またお伺いできればと思います。

○工藤氏 ありがとうございます。出院後の関わりは非常に様々でありまして、先ほどイチゴ狩りに行っているというのも今1人子供たちに交ぜて行かせたりとかしているんですけども、出院後に関しては、本当に一番いいのは、良い意味で連絡が来ないこと。こちらから余り連絡をすると嫌がられて切られてしまうので、向こうから来るのを待つということ。ただ、就業していますと、何かあると事業者さんや御家族とかから連絡が来ますので、そういうのが望ましいなというふうに思っています。

ただ、関わりに関して最近難しいなと思うのは、最近ちょっとあったんですけども、悪い世界と手を切らせるといふところが一番難しく、その場所に職員が同行、帯同して。やはりそれなりに追い詰めてくるのですよね。10代での追い詰めを、詰められたら逃げられないと思います。また、場所を変えるというのは一つの例でしょうけれども、10代で地元を離れて1人で場所を変えるというのは簡単ではないなと思ひまして、この悪い世界、前のつながりを断ち切るのは誰の役割なのかというときに、とてもではないけれども私たちだけで、例えば警察と連携しても、人として怖いというのがありますし、結構難易度が高いものだなと。

なので、いい状態になっても、悪い世界からの関わりや、非常に福祉より手厚い提案をもらって、また向こう側に行ってしまうというところの役割は本当に誰なんだろうかというところは、今一番直近で難しさを抱えています。

公的機関をお願いしたいことというのは、先ほども少し思っただけですけども、刑務官や法務教官の方々の方が塀の中で活躍されている部分を僕らにも少し知見を下さいということと、できることなら週に1回でも2回でもいいので、うちの法人の職員としてという形でいてくださると、やはり初めて出会うとき、やはりちょっと怖かったりするのですよね、正直。そうすると、胆力のある職員は別に普通に笑いながらその子としゃべるのですけれども、そういう非行分野の人たちとはもともと余り関わりがなかった大人が、内心どこかでびびっているみたいな話を、少年は察知して、この大人も結局いいことを言うのだけれども、びびっているなということで結構関係性が頭から削られてしまうことがありまして、そういうときに少年を少年として、何かびびることなくというか、受け止めるよという人が現場にいてくださると、少年も、あっ、この人だけは自分のことを変な目で見ているわけじゃないんだということが伝わりますので、是非職員の方々の派遣・出向の道を何とか開いていただけないかなというのが僕らからのお願いになります。御質問ありがとうございます。

○清水委員 ありがとうございます。

地域で彼らに対して大人がつながっているなという、随時つながって対応できるような、定期的な協議会とかじゃなくて、随時つながっているなということが見えるような地域の連携を作っていかなきゃいけないということでもありますかね。

○工藤氏 そうですね。50メートルぐらい離れた所に電気屋さんがあるんですけども、民生委員されていて、最初に少年と会うと、まずそこへ連れて行って、お茶を飲んで、この道

を通るときは必ず挨拶をしましょうみたいなことで、結構一緒に御飯を食べに行く所も知っている所の地域の——まあ、僕らは顔がつながっている所に行くんですけども、そうすると、まちを歩いているとたまに会えます。本当にたまに擦れ違ったりとかするので、何かそうやって挨拶とか、自分を——関わるというよりは受け止めてくれるような人の数を1人でも2人でも増やしていくと、やはり何かちょっとちゃんとしようかなと思うみたいで、何か身近で、会議体というよりは、一緒に御飯を食べに行った先の店長とかが「いつでも食べに来いよ」とか一言言ってくださるような機会を積み上げていくという方が理解が進みやすいなと思っています。

○清水委員 ありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 松田先生、よろしくお願ひします。

○松田委員 貴重なお話をありがとうございます。また、現場の少年院に、御協力いただいていること、本当に有り難いことだと思います。

少年院でもよく、少年たちの育て直しということをするのですけれども、工藤様たちのやっておられるのは、正しくその後を育て上げてくださいていることだと思って伺いました。

また、法務教官の具体的な活動のアイデアを頂いて、あっ、そういうリーチも要るのかということで、ちょっと目からうろこのお話でありました。

お伺いしたいのは二つなのですけれども、一つは応援者や支援者で資金調達をなさるときに、どの辺の層の方たちが反応してくださるのかということ。

もう一つ、この話からはちょっと外れてしまうのですけれども、少年たちの立ち直りの大きな支障になっているのは、少年院のイメージの悪さだと思うのです。先ほど久里浜の少年院とおっしゃったのですけれども、もっと古い人は「あしたのジョー」みたいな何かそういうイメージをなかなか払拭し切れなくて、それが今の子たちの後ろにあって、「少年院出た子は」みたいにためらわせてしまうところがあるのかなと思うのですけれども、工藤様から御覧になって、少年院のイメージを改善する、こんなことをやったらいいのではないかみたいなアイデアがあれば、是非お聞かせいただけたらと。

二つよろしくお願ひいたします。

○工藤氏 ありがとうございます。

応援者、支援者の反応に関しましては、多分NPOの寄附と比較的近くて、30代、40代でクレジットカードで寄附をする方ということ、あとは60代以降、昔から郵便振替で、いわゆる現金に近い形で支援される方ということかと思ひます。ただ、実際寄附までいこうと思ひますと、少年院の中に一緒に行った人が、では応援するよと。ツアーでお金を取るわけではないので。タッチしないと応援しづらいのだろうなということはあるとあります。

その中の小さい中で、先ほど申し上げた、実は自分は少年院で先生方に立ち直りをさせていただいて、その感謝の出どころがないと。少年院に寄附するわけにもいかないの。自分の過去のような少年たちを支えているNPOがあるのだと。では御家族に内緒で寄附しますみたいな話はします。

それで、知れば応援者になるのですけれども、知る機会がないというのが一番、この領域難しいなということなんです。

少年院のイメージの悪さ、非常に難しいのですけれども、愛光女子学園と新潟少年学院さんと丸亀少女の家と、あと沖縄少年院に連れていくと、きれいだなとか、いいまちだなとか、

海がきれいだなというふうに思われますし、北海少年院とかみたいな食料をバイクみたいなので配っているところを見たりすると、結構いいじゃないかというのはあるので、よしあしはともかくですけれども、やっぱり新潟少年院とかはそうですけれども、クーラーが一部効いているとか、環境をちゃんと整えているではないかというところに行った方が、非人道的な関わりをしているわけではないというところですし、一番行っていて申し訳ないのですけれども、多摩少年院とかに行くとか何か古くて、何かブーンと動いていたりとかして、こういう環境で指導しなくてはいけないのかという。やはり直していかなくちゃいけないのじゃないのというところはあつたりするので、やはり現場を見せるということと、あとは最近新しく建てたところに行った方が、やはり教育機関に見えると言った方がいいのでしょうか。矯正教育機関に見える状況をちゃんと伝えることで、イメージは刑務所と少年鑑別所と少年院が全部一緒、みんな一緒くたになって、マッド教官がこん棒を持って歩いているみたいな話で、鉄格子の向こうでがーっとやっているだと思えるのですけれども、実際いい環境に行くと、「あっ、教育なのですね」とか「壁ないのですね」とか、そういうところを見て初めて、教育の分野の世界なんだということを、少年院に関しては言えるのではないかなというふうに思います。

すみません、ちょっと長々と。ありがとうございます。

○**松田委員** ありがとうございます。教育内容を説明すれば良いのかと思ってしまうんですけれども、目で見て分かるということが大事だというのは大変貴重な御意見でした。ありがとうございました。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 工藤様ありがとうございました。お時間が許されるようでしたら、引き続き御参加いただければ幸いです。

続きまして、愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課長の原田久様から御発表を頂きます。

愛媛県では、県自身が就労支援等に取り組むことに加えまして、県内の市町に向けた研修会の実施や地域単位での出張会議の実施を通じまして、県内の市町における再犯防止の取組の促進にも尽力されているということでございます。

実際、県内の多くの市町で推進計画が策定されております。原田様からはそれらの経験を踏まえた上で、都道府県の役割などを中心にお話を頂ければと存じます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○**原田氏** 皆様、こんにちは。愛媛県県民環境部県民生活課長、原田でございます。

本日はこのような機会を賜りまして、本当に有り難く思っております。本件の取組につきましては、もう先ほど御紹介ございましたが、まだまだ緒に就いたばかりでございまして、県と市町連携ということを中心に再犯防止で本県が行っている取組について御紹介させていただければと思います。

それでは、まずスライドの1ページをお願いいたします。

まず、これが本県の取組経緯なのですけれども、本県におきまして再犯防止推進法に基づく施策の推進ということで取組を始いたしましたのが平成30年度からでございます。再犯防止というのは県の行政からすると非常にちょっと遠い分野といたしますか、なじみが薄い分野ということがありまして、まず何から手を付けていいか分からないというところがございました。

そこで、初めは国の機関であるとか、更生保護団体の活動内容、こういったところがどう

いう活動をされているのかということを理解して参考にするというところから始めました。

最初は施設見学会等なんかにも参加させていただきまして、また更生保護団体などを訪問して、そちらでの取組内容について話を伺って、まず知見を広げていったというところがございます。

次に、国の計画に位置付けられております重点課題というのがございますが、その課題において県の各部局、各所属において、関連でどういった取組があるのかということのを洗い出しを行いまして、県が今後どういう取組を進めていくことができるのかということについて検討を行いました。

そして、県内には五つの刑事司法関係機関があるのですが、こちらの協力を頂きまして、県の職員の再犯防止に関する理解を深めるということで、研修会や意見交換会を行いまして、職員のまず理解の促進というところにも取り組んだところでございます。

スライド2番をお願いします。

こうした活動を行いまして、翌、令和元年度におきましては、担当職員を1名増員いたしまして、実施体制を整えました。その上で関係機関で構成する愛媛県再犯防止推進会議、これは国の機関でありますとか民間支援団体、そして市町なども入っていただいたのですが、その推進母体を設置いたしまして、これを中心に市町向けの研修会の開催でありますとかを行いました。

また、令和元年度、2年度におきましては法務省のモデル事業を受託させていただきまして、具体的な事業を実施いたしました。同時に、県計画の策定にも取り組んだというところがございます。

あともう一つ、市町との連携ということなのですが、こちらに書いてありますように、県・市町連携プランの作成とありますけれども、本県においては政策を実施する上でも県と市町が一体になって協力をしながらやっというということで、これはもう知事のトップの方針で、全庁的に様々な施策において連携を進めているところなのですが、その連携項目の一つに、地域再犯防止推進における立ち直りの支援における連携というものを掲げまして、県と20市町の首長さんの合意の下に進めていこうということで、令和2年度から連携項目の中に掲げているところがございます。息の長い社会復帰支援ネットワークを構築するということの必要性について県・市町の理解を求めていっているというところがございます。

その後におきましても、県が行っております再犯防止に係る会議でありますとか研修会におきましては、県内の市町にも参加を呼び掛けておりまして、広報啓発にも努めているというところがございます。

市町の再犯防止推進計画の策定状況でございますが、愛媛県には現在20の市町がございますが、今年度末現在で10の市町が策定ということになっておりまして、このうち刑務所と少年院がある市として松山市と東温市という市がございます。二つあるのですが、こちらの2市につきましては、県と同じく単独型の計画となっております。その他の8市町につきましては、地域福祉計画の中で再犯防止を位置付けて、再犯防止推進計画としているというところがございます。

続いて、スライド3をお願いします。

これは県再犯防止推進計画の概要でございます。これを進める推進体制でございますが、

スライド4をお願いいたします。これが本県で計画を推進するための体制なのですけれども、三つの体制を作っております。

一つ目が先ほど申し上げました国や市町、そして民間団体等も含めました関係機関で構成する再犯防止推進会議というものでございます。

そして、二つ目が庁内での関係課で構成する庁内連携組織でございます。

三つ目が地域でのネットワークを作っていくというところで、先ほど御紹介の際にもありましたけれども、地域別再犯防止推進会議ということで、県の出先機関ごとにこうした会議を行って、市町と地域の方とのつながりを深めるというような体制。

この三つの3本柱で行っているところでございます。

スライド5をお願いいたします。

これは本県が行っております市町職員向けの研修会の様子でございます。この研修会の目的なのですけれども、そもそも出所者等対象者に住民サービスを提供するというのは市町、いわゆる基礎自治体でございますので、再犯防止の取組を進めるに当たりましては現場の方々、犯罪や非行を繰り返す人が抱えている生きづらさといったものについてよく十分理解をしていただいて、現在持っている必要な行政サービス・支援につないでいくことが重要であろうということで、市町での理解の促進というのをこうした研修会を通じて行っているところでございます。

実施に当たりましては、県内の刑事司法機関の関係者にも御協力を頂きまして、再犯防止推進法でありますとか、国の計画の内容、そして再犯を取り巻いております現状とか、基礎自治体に期待される役割、あと刑事手続の関係等々、そういったことについても詳しく御説明を頂きまして、理解を深めているというところでございます。

スライド6をお願いいたします。

このほかに実施しておりますのが、愛媛県には出先機関といたしまして地方局という機関を県内に三つ設置しております、その地方局ごとに地域別再犯防止推進会議、いわゆる出張会議というのですけれども、こういうものを開催しております。この会議におきましては、市町の職員はもちろんなのですけれども、地域で活動されております福祉サービス事業者の職員の方々にも御参加いただきまして、再犯防止について理解を深めていただいているところでございます。本年度も県内、その3か所、三つの地方局において開催をしたところでございます。

参加していただく方は先ほど申しました市町と福祉関係者、そして司法機関の関係者の方。福祉関係といいますのは、具体的には市町の社会福祉協議会の職員の方や地域包括支援センターの方で実際にサービスを提供されているようなところ、あと医療機関でありますとか、ハローワーク等の就労支援機関、弁護士や保護司、更生保護女性会、こういったところにも参加を呼び掛けているところでございます。

今年度行った研修の内容につきましては、刑務所の方や保護観察所の方、そして県からも行政説明を行いまして、今年度は弁護士の方から入口支援をテーマに御講演を頂きまして、その後、実際にワークショップという形で具体的な事例設定をして、グループに分かれて協議をしていただくというような研修会を行いまして、地域においてはいろいろな職種の方が実際に支援に携わっているといいますか、それぞれのお仕事の中で接する機会が出てくるということでもありますので、そういう職種の方々が相互に結び付いていただくでありますとか、

理解をしていただく、あるいは顔の見える関係づくりをしていくということを目指して行っているところでございます。

スライド7をお願いいたします。

これは研修会の参加者のアンケート結果なのですが、御覧のとおりなのですが、基本的には参加者からも好意的な意見を頂いておまして、やはり再犯防止についてはどうか、出所者のことについては、やはりじっくり学んだことがないといいますか、理解をする機会がなかったということで、再犯防止についての理解を深める機会になったという御意見を多く頂いております。

一方、課題といたしまして、関係機関が連携して様々な提供、サービスの提供を行うに当たりまして、対象者の方のプライバシーでありますとか、個人情報の取扱いが非常に難しいと。知り得た情報を次の機関につなぐときに、それを伝えていいものなのかどうか、実際はなかなか難しいところがあるというところがございます。また、いろいろな職種においてそれぞれ立場がありますので、それぞれの立場を理解することが必要だろうというところ、あともう一つは本人が希望しないと支援につながらないと。希望しない人もいらっしゃるだろうというような御意見が寄せられたところでございまして、この会議はこれまで3年間行いましたけれども、延べ600人余りが参加していただきまして、再犯防止についての理解を深めていただいたというところでございます。

スライド8をお願いいたします。

今後の課題ということで、これらの取組を通じて感じたことを4点ほど挙げさせていただいております。

一つは、財源確保のことでございまして、県としてこうした取組を継続して実施していくためには、やはり安定した財源の確保というのが必要になってございます。

本県では先ほど申しましたように、令和元年度と2年度におきましては法務省のモデル事業を受託させていただきまして、国10分の10という形で財源を確保して事業を実施しているところなのですが、今年度からたちまちそれが、事業費がなくなって、県の一般財源で確保しなければならないということで、何とかほかの事業から、節約しながら捻出して継続的にその事業を行っているというところなのですが、なかなか予算の確保が今後、将来にわたってできるのかというところは不透明なところとなっております。

再犯防止といいますのは国、地方公共団体及び民間協力者が連携して行うというところが重要なのですが、地方公共団体、県や市町が地域の実情に応じてこれから取組を進めていくことに当たりましては、やはり国からの財政支援がありますと大変有り難いということを感じております。

二つ目が就労支援体制の強化、いわゆる民間支援団体の強化というところでございます。本県が現在再犯防止の取組を行っていく中で緊密に連携をしているのが民間支援団体でありますNPO法人の愛媛県就労支援事業者機構というのがございまして、地元の金融機関などを中心に再犯防止に対して理解のある企業の方々が集まって作っている組織でございまして、その会長さんは県内の経済団体のトップの方、銀行の会長さんが就任されているのですが、その機構と連携して事業を実施しておりますけれども、実態といたしましては財政力、組織の人員体制も非常にまだまだ脆弱なところでございまして、十分な事業ができていないというのが実態でございまして、現在、法務省におかれましては、更生保護就労支援事業を全

国に拡大しようということで、今20の都道府県で実施されているというふうに伺っておりますけれども、これを是非本県の方にも拡大していただきたいと思っておりますし、全国に拡大をしていただければ、それぞれの地域で連携した取組がもっと広がっていくのではないかとこのように思っております。

三つ目が出所者の個人情報に対する取扱いでございます。実際犯罪や非行を繰り返される方というのは、依存症でありますとか疾病、あと障害、そういったものを抱えまして、生きづらさがございます。刑事手続を終えて地域に帰住されて、そうした方々を必要な支援につないでいくという上で、受入れ側の地域社会の支援者がその情報を有効に活用することができれば、よりよい支援につながるのではないかとこのように思っております。

例えばですけれども、県が協力雇用主の皆さんと意見交換会を行ったのですが、その中で出た御意見といたしまして、国から対象者の方を紹介してもらう際に、あらかじめ必要な情報を頂いていれば、それなりの対応が可能であるのではないかとこの御意見も複数頂いているところでございます。

その中で出ましたのが知的障害の方、またその疑いのある方。障害者と認定はされていないけれども、その境界域にあるような方、こういった情報が、様々な特性を持った方がいらっしゃると思います。国の方でいろいろな検査を行われて、その結果がどうであったかとか、改善指導のためのプログラムをこれまでどういうふうにして行ってこられた方なのか、生育歴であるとか家庭環境でありますとか、そういったいわゆる出所者の生きづらさになっているようなところを理解する上で、そういった情報があれば理解にもつながりますし、それに応じた対応ができるというふうなことも言われておりました。

これは個人情報保護の問題等でございますので、言うは易し行うは難しというところだと思いますけれども、今後の課題ではないかとこのように思っております。

最後に書かせていただいたのが、出所者等が御自身で支援を受ける必要性を理解することによってでございます。地域サービスというのは基本的には本人の同意と希望に基づいて行われるものでございますので、その御本人が必要性を理解することが重要でありますので、丁寧に説明することが大事だというふうに考えております。

支援機関においても、御本人への理解の促進に努めていただければと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、本県の取組について御説明させていただきました。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 原田様、どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対する質疑応答につきましては、同じく地方公共団体であります、この後の名古屋市からの御説明の後に合わせてお願いしたいと存じます。

それでは、名古屋市スポーツ市民局地域安全推進課主査、中林万紀子様から御発言を頂きます。

名古屋市は、地域再犯防止モデル事業の受託団体として、起訴猶予となった者のうち、福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者を対象とする伴走型の入口支援を実施されてこられました。その成果も踏まえて、市の推進計画を策定され、市として刑事司法と福祉への橋渡しを行うコーディネート機関の設置を検討されているとのことでした。

中林様からは、基礎自治体としての市町村の役割などを中心にお話を頂ければと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

○中林氏 皆様こんにちは。名古屋市地域安全推進課の中林と申します。よろしくお願いたします。

本日は大変貴重な機会を頂きまして、ありがとうございます。お時間も限られておりますので、早速資料に移らせていただければと思います。ありがとうございます。

2枚目の方からお願いいたします。

まずは本市におけるこれまでの取組ということで、主な経緯、非常にざっくりしておりますけれども、こちら（「資料4」3枚目）に掲げさせていただいております。平成29年度に再犯防止推進法及び国の計画を受けまして、名古屋市における所管部署が当時の市民経済局という局に決定をいたしまして、法務省からのいろいろと御案内もありまして、モデル事業への応募が決定をしたということでございます。

その後、平成30年度から令和2年度にかけて、冒頭御紹介も頂きましたけれども、高齢者や障害者、若者、福祉的支援を必要とする方への伴走型入口支援事業ということでモデル事業を実施しまして、効果検証を実施してきたというところでございます。

本年度、令和3年度につきましてはモデル事業の成果を踏まえまして、関係者、有識者の方から様々な御意見を頂きつつ、庁内の関係機関とも連携をしながら、本市の再犯防止推進計画を取りまとめまして、今月公表という運びとなっております。

来年度につきましては、計画に基づきまして、先ほども少し御紹介いただきましたが、本市として独自の取組ということで、このモデル事業を本格実施という形で事業を開始していきたいと考えております。

次（「資料4」4枚目）をお願いいたします。

モデル事業をそもそも実施した背景ですけれども、こちらは先ほど愛媛県からもありましたように、本市においても、再犯防止といっても、これまでそういった取組を全くやっていたというところで、何をやればいんだと、どんな課題があるのかということも全く分からない状態でした。

そのような中で、地方検察庁とか名古屋保護観察所、こういったところからのヒアリングなどをさせていただきまして、愛知県内でも名古屋市は大きな政令市ということもありまして、犯罪をした方が名古屋市に縁のある方が約半数にわたっているということで、対象者の方が非常に多いということがありました。

また、様々な相談窓口があるのですけれども、制度ごとに縦割りの組織になっておりまして、犯罪をした方が御自分で適切な相談窓口を見つけるのは非常に難しいということもございました。

三つ目に対象者の方、複合的な課題や制度のはざまの問題を抱える方が非常に多くいらっしゃいまして、やはり現状の入口支援の取組では国での関与が限定的になるということで、福祉とのつなぎと支援の継続が課題になっていたというところがございます。

次（「資料4」5枚目）をお願いいたします。

モデル事業の概要でございます。既に法務省のサイトなどでも情報を出させていただいております、こちらを御覧いただければと思いますけれども、対象者としましては、万引きに限らないのですけれども、比較的軽微な犯罪をして起訴猶予となった方に、モデルということもあって、ちょっと限定をして支援をさせていただきました。

委託先といたしましては、こちら、くらし応援ネットワークというNPO法人ですけれど

も、県の地域生活定着支援センター、こちらの受託法人に委託をさせていただきました。たまたま市内にこういった意欲と力量のある法人があったのでよかったのですが、そういう事業者は限られると思いますので、広域での制度整備といったところが課題になるのかなとは思っております。

次（「資料4」6枚目）をお願いいたします。

こちらはモデル事業の更に少し細かい概要になっております。御覧いただければと思います。基本的には地方検察庁や保護観察所からの福祉へのつなぎと継続支援、そしてモデルということもあって、効果検証に向けたヒアリング、犯罪をした方本人へのアンケート調査みたいなものを実施しておりました。

目的としては一番上にありますように、福祉へのつなぎと継続支援を通じて、再犯をしなくて済む環境を整えるというところが最も目的ではあったのですが、やはりなかなか直接的に再犯をしないようにというふうなことではなくて、様々な関係機関につないでいくことで社会的な孤立をなくしていきましようということが趣旨となっております。

次（「資料4」7枚目）をお願いいたします。

こちらの事業は新規受付期間が実質1年だったのでありますが、その間で、想定としては90名ほどを想定しておりましたが、実際は82名の方の支援をさせていただきました。

依頼元としては、こちらに書かれておりませんが、検察からが66名で、保護観察所からが16名という内訳となっております。

ただ、この82名の中には、早々に支援を拒否されてしまって、その後、もう連絡がつかなくなる方というのが10名から20名程度いらっしゃったということがございます。

次（「資料4」8枚目）をお願いします。

こちらのイメージは、モデル事業の実施前における課題の認識と事業の実施による成果を示しております。

御覧いただいておりますように、刑事司法機関側と地域の福祉機関、社会資源側にはそれぞれに役割ですとか事情があって、そういった双方の特性・特徴みたいなものを理解した上でつないでいく、調整をしていくというのがコーディネーターの役割となっております。このコーディネーターがいたことで既存の制度上の制約、法令上の制約などを受けずに、本人の視点に立って伴走をすることができて、それによって地域の社会資源の活用に向けた働き掛けやフォローアップができたものと考えております。

次（「資料4」9枚目）をお願いします。

来年度以降の取組予定ということで、「資料4」10枚目にあるとおり、大きく三つ掲げさせていただきます。

一番上の二重丸のところ为本市の計画の柱になる取組でございますけれども、黄色くしております「犯罪をした人等に寄り添い一貫して支援する体制」を「コーディネート機関」というふうに名前を付けましてやっていきたいと考えております。

先ほどもありましたが、地域の実情に応じた取組というのが再犯防止推進法において求められていると理解しております、モデル事業をやらせていただいたことで、地域、本市における課題が見えてきたと考えています。

必要な支援に届かずに制度のはざまにいらっしゃる方が犯罪を繰り返しているという実態

があるかと思えます。

行政としても、福祉的な観点からもこういった方を支援につないでいく仕組みというのが必要だと考えております。こちらについては、この次のページで概要についても少し触れさせていただきます。

二つ目ですけれども、コーディネート機関を中心に、関係機関の連携ですとか、課題の共有、また社会資源の掘り起こし、こういったところを図っていくためのネットワークを構築していきたいと考えております。

三つ目ですけれども、こちらは庁内外各方面に対する情報発信や広報啓発によって再犯防止に向けた社会規範の醸成を図っていきたくと考えております。来年度の事業として広報啓発なのですけれども、具体的には市の広報紙を活用した広報ですとか、保護司さんですとか、福祉関係者の方を主なターゲットにした名古屋市における社会資源の相談窓口のリストですとか、あと支援事例なんかをまとめたハンドブックの作成と配布を予定しております。また、広く市民の方の興味・関心、課題認識を持っていただくために市民向けの講演会も開催したいと考えております。

次（「資料4」11枚目）をお願いします。

こちらが先ほど申し上げた、一貫して支援する体制の整備ということで、概要を示したイメージ図になっております。起訴猶予者等ということで、モデル事業で対象をちょっと絞っておったのですけれども、名古屋市に住んでいる方ということ以外は特に問わないというふうな形で、犯罪をした方が適切な支援につながっていくようなコーディネート機関を設置したいと考えております。こちらについても、福祉的支援が実施いただけるNPO法人等に委託を考えております。

次（「資料4」12枚目）をお願いいたします。

今後の課題ということで、大変僭越ですけれども、国への要望も含めて記載させていただいております。

「資料4」13枚目にあるとおり、まず一つ目ですけれども、市町村が担うべき役割分担ということで、法律や計画などには具体的な記載はなされていないということで、市町村としての取組方針をちょっと検討しにくい状況なのかなと思っております。

本市ではモデル事業も実施をさせていただいたということもありまして、関係者の方と課題認識を共有して取組の方針を決定することができましたけれども、モデルをやっていない自治体ですとなかなか難しいのかなというところがありますので、国が市町村、支援の現場にどのような取組を期待するかを具体的に示していただけると取組が進みやすいと思います。

次（「資料4」14枚目）をお願いします。

二つ目です。予算の関係です。こちらは先ほど愛媛県からもございましたけれども、予算が市費、県費で独自に必要となりますとハードルが高くなってまいります。先ほどの具体的な取組方針の部分とも重複するのですけれども、やはり国からの財政的な補助に対する方針が示されるといいなというふうに思っております。

次（「資料4」15枚目）をお願いいたします。

こちらを対象者の情報提供についての話なのですけれども、検察庁で被疑者・被告人等を対象とする入口支援が今年度から拡充をされておまして、保護観察所ですとか定着センターと連携をして支援をされていらっしゃるかと思います。なので、基本的に検察庁も被告人

が入口支援の対象にならないわけではないはずだと思うんですけども、地検と話している中でその辺りのスタンスがちょっと不明な部分がございます、なかなか後半段階になりますと、実際実務としては弁護士からの連絡になってしまう部分、なかなか検察としては立場が相反してしまうということで関与が難しいといったところがあるのかなというところだと思うんですけども。

ただ、被疑者等支援業務の対象にならない方についても支援が必要な方というのはいらっしゃるはずですので、そういった方については自治体と連携して被疑者等支援業務のように支援ができるように、同様の仕組みがあるといいのではないかなと考えております。

地検の方で細かい部分のアセスメントですとか、本当に支援が必要なのかとかという判断まではなかなか難しいのかなと思いますので、そこは、まずは情報を頂きたい、存在を知らせていただきたい。その上で、あとは各地域でアセスメントをしたり、関係のところにつないでいくという形で対応を検討すればいいかと思いますので、まずはそういった方がいるということを知らせていただくことが大切かなと思います。

次（「資料4」16枚目）をお願いします。

こちらは、犯罪をした方を支える社会資源がまだまだ不足しているということは現場からもよくお聞きしております。例えば医療機関ですとか、住宅ですとか、グループホームなど、こういった民間事業者の方への受入れへのインセンティブの付与の検討なども国の方で検討いただけるといいかなと思いますし、あと保護司ですとか協力雇用主ですとか更生支援の担い手の方が様々な担い手不足の課題ですとか資金不足とかいろいろと課題を抱えてみえますので、本市にもそういった御要望を頂くことはあるのですけれども、自治体だけだとなかなか対応がし切れないということもございますので、国における抜本的な制度の在り方に関する検討などもお願いをできると有り難いなと考えております。

次（「資料4」17枚目）をお願いします。

こちらは最後でございますけれども、これは国にどうこうという面ではない部分もあるのですけれども、実際、支援の現場を担う市町村としては、福祉関係部局以外の部署が再犯防止を所管してしまうと、どうしても支援の現場での主体的な関与が、再犯防止という視点がちょっと弱くなってしまふ、主体的な関与が難しくなってしまうということをちょっと懸念しております。犯罪をした方だったら、そういう方の支援は再犯防止の部署だよねみたいな意識にもつながりかねないのかなというふうに思っています。

ただ、実際本市の現場では全然そういうことはなく、犯罪をした方であっても、支援が必要な方には適切な支援を御提供させていただいているところではあるのですけれども、なかなかそういった再犯防止が福祉とは何か切り離されているようなところについては、まだまだ課題があるのかなというふうには考えているところです。

法律の目的が住民の安心・安全というところがございますけれども、実際の施策は主に福祉に関係するものが中心でございますので、やはり市町村においては福祉担当部局が取りまとめるのが合理的ではないかなと考えておりますので、法務省と厚労省などが連携いただきまして、基礎自治体向けのアナウンスなんかもしていただけるとよいかというふうに思っております。

すみません、大変駆け足で恐縮ですけれども、本市からは以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 中林様、ありがとうございました。

それでは、先ほどの原田様、それから今の中林様からの発言に対しまして、御質問や御意見等をお願いできればと存じます。

それでは、村木先生お願いします。

○村木委員 すみません、ありがとうございました。

聞きたかったことの一つが一番最後に名古屋市中林さんから言っていました。どこが受け持つのがいいのだろうと思っていたのですけれども、市町村はやはり福祉部局がいいのかなということをお願いして、もし差し支えなければ、愛媛県の原田さんはどういうふうにお考えになるのか、どこの部署が担当するのがいいかというはあるかということをお願いしたいというのが一つ。

それから、庁内連携について何か大事なポイントみたいなのがあれば、お二人から教えていただきたいと思いました。

○原田氏 では、最初の御質問に対してですが、私も同感でございまして、私どもも実は福祉部門ではなくて、言わば所管がない、所管がないので県民生活全般という県民生活課という名前が付いたところが所管しているのが現状ですけれども、実際には福祉の現場でサービスを提供していくということが主になると思います。

市町との連携においても、社会福祉協議会と連携をして、その社会福祉協議会の研修会の中の間を借りて、再犯についての研修を行うというところで、少し効果は出ているのかなと思いますけれども、通常業務で福祉との接点が余りないので、福祉部局が担う方がいいのかなという感じは持っております。

庁内での連携については、当然ですけれども、福祉関係の課も入っていただいて情報共有を行っているところですが、福祉においては様々な問題を抱える人たちが実際にいらっしゃって、出所者等はその中のワンオブゼムという一つなので、それ一つ一つに特化したものはないということで、なかなかそれに特化して物事を考えるという思考回路にはなっていないというところが一つ課題かなというふうに思っております。

○中林氏 失礼いたします。名古屋市中林ですけれども、二つ目の御質問のところ、庁内連携での大事なポイントということなのですけれども、やはり本市の区役所の支援窓口の現場で、現場としても担当者の実感があるところについては「あっ、再犯防止ね。確かに犯罪をした方、ちょこちょこ窓口に見えるよね。」ということで御理解を得られやすい部分がございます。実際、モデル事業が始まる前に、本市で年間、大体、刑余者等の方の支援を、把握している範囲でどれぐらい窓口に見えていますかということアンケートを取ったところ、年間で200人以上、少なくとも200人以上の方が本市の区役所等のいきいきとか障害者基幹とかも含めてですけれども、見えているということが分かりました。それだけ実際に支援の現場では、そういった方の支援というのが課題になっているということもございました。

ただ、一部、何か自分の部署には関係ないかというふうにおっしゃられる部署も実際にごございました。例えば児童虐待の担当をしている部署なんかには「エビデンスを示してほしい」みたいなこともありましたので、非行少年ですとか少年院にいらっしゃる方のうち、児童虐待の経験のある方がこんなにいるというふうなことを犯罪白書なんかを参考にお伝えしたりですとか、あとはDV、配偶者暴力、女性福祉の担当の部署からも同じようなことを言われましたので、それについても女性の方でDV経験のある方が非常に多いのですということで理解を求めたというふうなこともございました。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、川出先生よろしくお願ひします。

○川出委員 どうもありがとうございました。中林様に一つお伺ひしたいことがございます。

御説明の中でモデル事業の実績が82名で、そのうち、10名から20名程度、支援を拒否された方がいらっしやったという話がありましたが、これは最初のコーディネートの段階では支援を受けることを同意された方がその後拒否をされたということでしょうか。

○中林氏 はい、そうです。刑事司法機関から御対応いただく際に、必ず検察庁などでコーディネート機関の支援を希望するかということをお願いされていて、そのときはイエスと言っているのですが、コーディネーターが会いに行くと拒否をされるという方がそれだけいらっしやったということです。

○川出委員 一旦は同意した方がその後拒否する理由としては、どんなことがあるのでしょうか。

○中林氏 そうですね。それぞれにあるのですけれども、「実際に同意をした記憶がない」と言い張られる方もいらっしやいますし、自由の身になった瞬間、「そんな支援なんて要らん要らん」となってしまう方もいて、検察で身体拘束されているときに取る同意と、自由になってからの意識ではちょっと変わってしまう部分もあるのかなというところで、ですので、そこは非常に課題だと感じておりますので、本格実施をしていくに当たりましては、当然検察でも同意は取っていただくのですけれども、コーディネーターが改めて同意を取る。同意を取れたら対象者にするというふうなことをスキームとしては考えております。

○川出委員 例えば、支援の内容として、どこかの施設に入るといったことではなく、もう少し軽いものであっても、拒否される方というのはやはりいらっしやるのでしょうか。

○中林氏 そうですね。何か金銭的に支援ができるわけではないので、そういうものじゃないんだったら要らないという方もいらっしやいますし、あとは実際には既にほかの、いきいきですとか事業所なんかとつながっているの、そっちの支援があるからいいわというふうにおっしゃられる方もございましたし、あとは家族から支援を拒否されるというケースも少なくなかったです。

○川出委員 わかりました。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

清水先生、よろしくお願ひします。

○清水委員 一言だけ。

私ども当事者の人たちと関わっている立場からしますと、本当に様々な生活上の課題を抱えた人も増えておりますし、でも中林さんがおっしゃったとおり、どこに相談に行ったらいいかというアクセスで迷うところがあると思いますし。まあ、私どももそうなのですけれども。そういう中で自治体御自身がこういうコーディネート機関を設けていただくというのは本当に心強いことだと思います。規模によって、基礎自治体になるのか、県になるのかというのはあるかもしれませんが、中で振り分けていただくとか、どこにつないだらいいかという、そういうアクセシビリティを高めていく上で自治体がこういうコーディネート機関を設けて随時関係者を集めてケア会議をやっていただくような仕組みができて定着すると、とても大きなことだというふうに思います。

入口支援だけではなくて広く、保護観察対象者は様々な人たちがいますので、その相談

に乗っていただくという、是非これが国として継続的な仕組みになっていくと大変心強いかなと思っておりまして、お礼と期待とで申し上げたいと思います。

今日はありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

堂本先生、お願いいたします。

○堂本委員 名古屋市からの御報告、どうもありがとうございました。

NPOの方がコーディネーター役をしていらっしゃるということで、名古屋にそういうNPOがあるのは、いいことだと思ったんですけども、二つ質問があって、活動に財政的な支援を市の方から受けているのか、それから本人の視点で伴走型ということなんですけれども、入口支援だけなのか、出口支援もやっているのか、そのところを教えてください。

○中林氏 御質問ありがとうございます。

まず財源のお話ですけれども、コーディネート事業を委託するNPO法人に対して、委託料という形で、モデル事業のときは全額国費で委託をさせていただきましたけれども、来年度以降につきましては今のところ国からの財政支援はありませんので、市費の独自での財源を確保いたしまして、NPO法人に委託料を、主には人件費になりますけれども、お支払をしていくという形になっております。

あと二つ目ですけれども、入口支援と出口支援どちらなのかというお話ですけれども、モデル事業においては予算も限られておりましたし、入口支援に絞って、起訴猶予者に絞った支援でしたけれども、今後につきましては、メインは入口にしつつも、出口段階、保護観察中の方ですとか刑務所出所者の方で——国や県による支援が基本的にはあると思うんですけども、そこだけではこぼれてしまうような方、そこでうまくつながっていないような方につきましても広くコーディネート機関の支援対象としていきたいと考えております。

○堂本委員 どうもありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

時間も近づいておりますので、よろしいでしょうか。

原田様、中林様、誠にありがとうございました。

今回お越しいただきました奥田様、工藤様、原田様、中林様におかれましては、とても明確な御説明と、それから課題の提示を頂きました。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

本日の議事はこれにて終了したいと思っておりますが、ここで本会議の今後の進め方について少し御相談をさせていただきたく存じます。

前回、今回で合計9名の方々からヒアリングを行うことができました。今後、令和4年中を目途として次期計画の案を策定するために、更に議論や検討を行うに当たりまして、第1回の検討会で有識者の皆様から示された問題意識、あるいは前回、今回のヒアリングの内容、それから法務省や関係省庁が課題と考えている事項などを踏まえまして、現時点で次期計画における基本的な考え方や重要な取組として考えられる事項などについて、一度概括的に整理しておくことが有用だと考えております。もとより、それがそのまま次期計画に発展するというを考えているわけではございませんが、たたき台を作っておいた方が議論がしやすいかなということで、次回の会議までに事務局においてそういったたたき台を作成して、

お示しさせていただいて、御意見を頂きながら、更に議論を深めていきたいというふうに思っております。そんなイメージでやっていきたいと思いますので、御了承いただけますでしょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。

それでは、整い次第、また御相談をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議事は以上でございます、これにて第3回の会議を終わらせていただきたいと思いますのですが、この機会に何か御発言等ございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。最後まで御参加いただきましたヒアリングでお越しいただきました皆様、本当に改めましてありがとうございます。引き続きどうぞ御指導いただきたく存じます。

それでは、本会議を終了いたします。また、次回は4月中旬頃の開催を予定しておりますので、追って調整の上、御連絡させていただきます。ありがとうございました。

—了—